



宮 崎 県 公 報

令和4年1月11日(火曜日) 第 270 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○土砂災害警戒区域の指定(3件)……………(砂防課) 1

頁

○土砂災害特別警戒区域の指定(4件)……………(砂防課) 2

公 告

○県民栄誉特別賞の受賞者の氏名及びその事績…(秘書広報課) 3

○公共測量の実施の通知(2件)……………(管理課) 3

○公共測量の終了の通知……………(“) 3

告 示

宮崎県告示第12号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	小野18	II-1-7493	急傾斜地の崩壊
	小野18-新①	II-1-7493-新①	急傾斜地の崩壊
	小野18-新②	II-1-7493-新②	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第13号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	サボテン沢	02-204-1-070	土石流

日向八重谷川	02-204-1-072	土石流
金ヶ脇川	02-204-2-106	土石流
大荷田谷川(2)	02-204-2-108	土石流
瀬田尾野-2	II-1-4377	急傾斜地の崩壊
鶯巣-新①	I-1-0174-新①	急傾斜地の崩壊
鶯巣-新②	I-1-0174-新②	急傾斜地の崩壊
伊比井河内-2	II-1-4522	急傾斜地の崩壊
つづら八重-8	I-1-0323	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第14号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川南町	谷川	08-405-1-004	土石流
	細川	08-405-1-005	土石流

掛迫谷川	08-405-2-003	土 石 流
西細川	08-405-2-005	土 石 流
袋谷川	08-405-2-006	土 石 流
水無川	08-405-2-007	土 石 流
細	I-1-1104	急傾斜地の崩壊
込ノ口-1	I-1-3402	急傾斜地の崩壊
村上-1	II-1-6206	急傾斜地の崩壊
村上-3	II-1-6208	急傾斜地の崩壊
村上-4	II-1-6209	急傾斜地の崩壊
込ノ口-2	II-1-6210	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第15号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 城 市	乙 房	I-1-0563	急傾斜地の崩壊
	中 尾 原	II-1-0584	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第16号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	小 野 18	II-1-7493	急傾斜地の崩壊
	小野18-新①	II-1-7493-新①	急傾斜地の崩壊
	小野18-新②	II-1-7493-新②	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第17号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日 南 市	日向八重谷川	02-204-1-072	土 石 流
	金ヶ脇川	02-204-2-106	土 石 流
	大荷田谷川(2)	02-204-2-108	土 石 流
	瀬田尾野-2	II-1-4377	急傾斜地の崩壊
	鶯巣-新①	I-1-0174-新①	急傾斜地の崩壊
	鶯巣-新②	I-1-0174-新②	急傾斜地の崩壊
	伊比井河内-2	II-1-4522	急傾斜地の崩壊
	つづら八重-8	I-1-0323	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり

土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 4 年 1 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川 南 町	谷 川	08- 405- 1 - 004	土 石 流
	細 川	08- 405- 1 - 005	土 石 流
	掛 迫 谷 川	08- 405- 2 - 003	土 石 流
	西 細 川	08- 405- 2 - 005	土 石 流
	水 無 川	08- 405- 2 - 007	土 石 流
	細	I - 1 - 1104	急傾斜地の崩壊
	込ノ口-1	I - 1 - 3402	急傾斜地の崩壊
	村 上 - 1	II - 1 - 6206	急傾斜地の崩壊
	村 上 - 3	II - 1 - 6208	急傾斜地の崩壊
	村 上 - 4	II - 1 - 6209	急傾斜地の崩壊
	込ノ口-2	II - 1 - 6210	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

宮崎県県民栄誉賞表彰規則（平成12年宮崎県規則第 127号）第 2 条の規定により令和 3 年 12 月 17 日付けで県民栄誉特別賞を受けたものの氏名及びその事績は、次のとおりである。

令和 4 年 1 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 氏名

井上 康生

2 事績

東京2020オリンピック柔道男子日本代表監督として、個人では日本史上最多の金メダル5つ、混合団体では銀メダル獲得の快挙に大きく貢献し、広く県民に大きな感動と活力を与え、県民の郷土に対する自信と誇りを醸成した。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、延岡市長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 1 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル2500）

2 作業地域

延岡市全域

3 作業期間

令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、九州森林管理局長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 1 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業地域

宮崎市、日南市、日向市、小林市、児湯郡都農町、木城町、川南町、東諸県郡綾町、国富町

3 作業期間

令和 3 年 12 月 7 日から令和 4 年 3 月 4 日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、熊本防衛支局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 4 年 1 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

宮崎県児湯郡新富町

3 作業終了日

令和 3 年 12 月 3 日

--	--